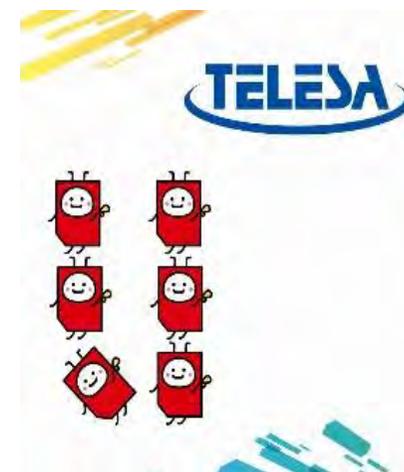


接続料の算定等に関する研究会(第85回) 事業者ヒアリング資料

2024年5月20日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



しむし

© 〇〇 MVNO委員会

接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて

- 接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう、適切かつ共通的な考え方をを用いることが、適正性確保の観点から重要であると考えます。
- 接続料における5G（SA方式）に係る費用及び需要の取り扱いは、MVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、4G・5G（NSA方式）と一体の接続料として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料として算定する場合のそれぞれの影響の度合いを試算のうえ検証いただくことを要望いたします。

- ◆ 4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定する場合、5G（SA方式）に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G（SA方式）に移行することにより、4G・5G（NSA方式）の需要が減少し、4G・5G（NSA方式）の接続料が上昇する可能性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大きく影響する可能性がある。
- ◆ 他方、MNOは既に5G（SA方式）によるサービスの提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOのサービスと同等の自由度や柔軟性を確保した形での5G（SA方式）の機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があり、特にL2接続相当については、その要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えられること、5G（SA方式）の機能開放やMVNOも含めた5G（SA方式）の利用を推進する観点からは、導入当初の利用を容易にすることが適当と考えられることを踏まえれば、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定することが望ましいとも考えられる。
- ◆ 以上のような観点も踏まえつつ、まずは、現在のデータ接続料及び音声接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて、MNOから説明を求めることが適当ではないか。
- ◆ その上で、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（2020年2月）において、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定して差し支えないことと整理した際には、4G・5G一体接続料について、4G単独接続料と比較して、料額の水準にどの程度差が生じるのか、それがその後どのように推移していくのかについて検証を行ったことを踏まえると、今般も、少なくともデータ接続料について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、MNOに試算を求め、これを検証することについてどう考えるか。

MVNOへの情報開示について

- MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できておりませんが、現状においても一部のMVNOから、「総務省告示（平成28年第107号）に示されている具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても後年度の傾向が分からないため情報として不十分」、「後年度の費用や需要等の傾向が分かるような情報が必要」との声があり、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しています。
- また、本研究会第7次報告書において積極的な情報開示に努めることが適当とされた「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」については、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況ですが、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声があることから、MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報のさらなる充実が望まれます。

接続料の算定等に関する研究会 第7次報告書（抜粋）

MVNOへの情報開示：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示に規定された「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘されているところ、一部のMVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されている。そのため、MNOにおいてはより積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当である。

音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方の見直しについて

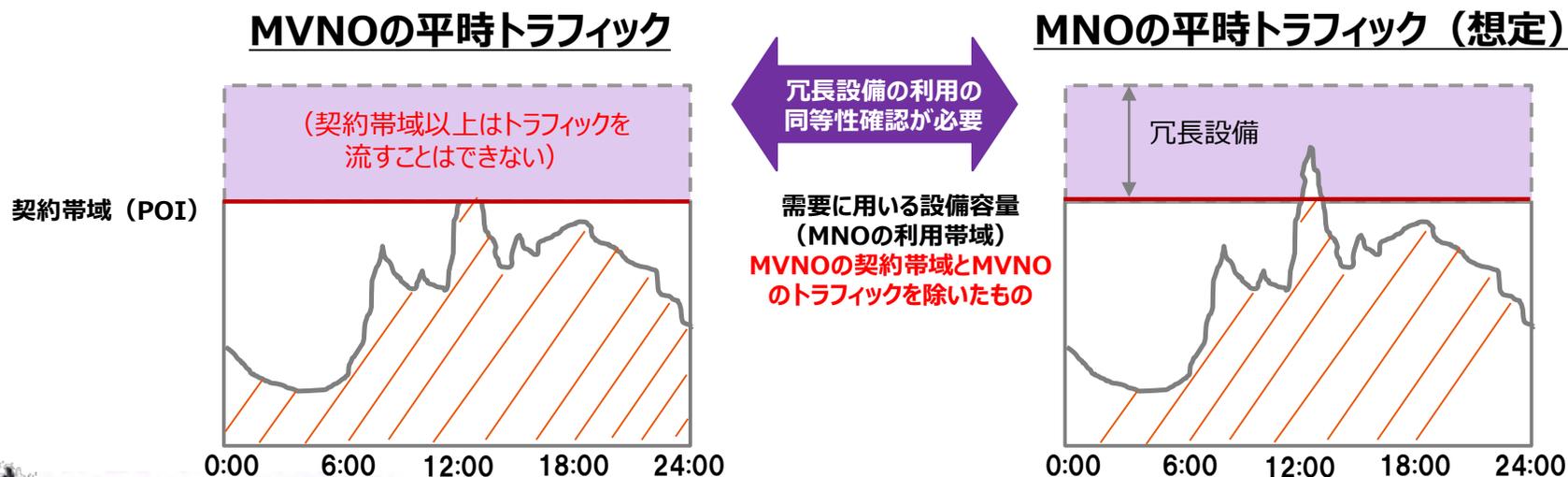
- 今般の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、MNO各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に資するものと認識しております。
- 一方で、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定されることから、今後、MNO各社が算定する接続料に対しては、費用配賦の見直し後の考え方を踏まえ、その適正性や妥当性について詳細に検証していただくことを要望いたします。

MVNOによる冗長設備の利用可能性について

(1) 平時におけるMVNOの冗長設備の利用可能性

- 本研究会第6次報告書では、MNOの設備運用方針等により一定の冗長系の設備を需要から除いていることが明らかになった一方で、MVNOも接続料により冗長設備の費用を負担していることから、冗長設備の利用に関するMNOとMVNO間のイコールフットイングの確保が重要であると考えます。
- 平時において、MVNOはPOIの契約帯域以上のトラフィックを流すことはできない一方、トラフィック急増等が生じた際に仮にMNOが冗長設備に係る帯域を利用している場合は、MNOとMVNO間の冗長設備に関する利用の同等性が確保されていないものと考えられることから、MNOによる平時の冗長設備の利用有無について検証いただくことが望ましいと考えます。

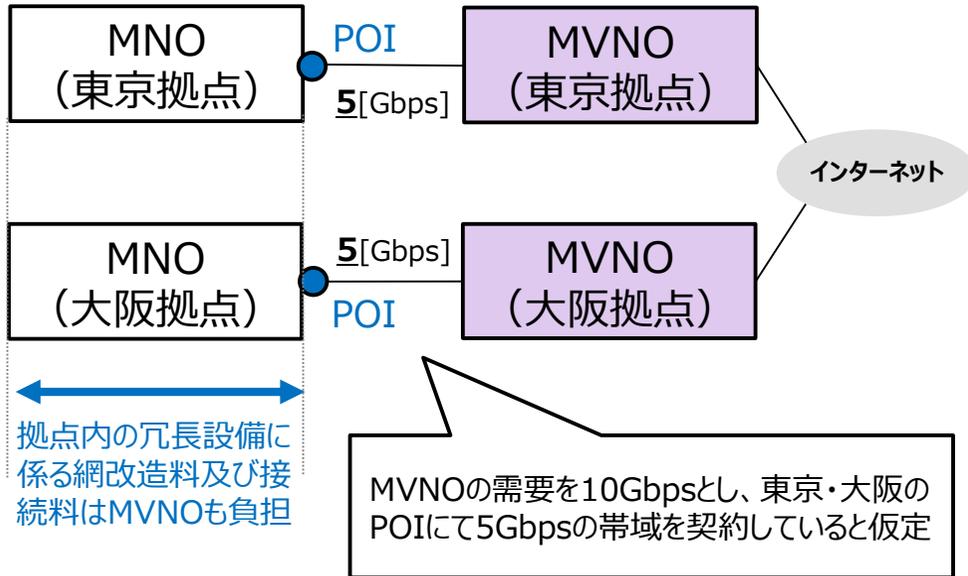
(MNOのトラフィックは可能な限り短い時間単位で確認いただくことが有効な検証になるものと思料)



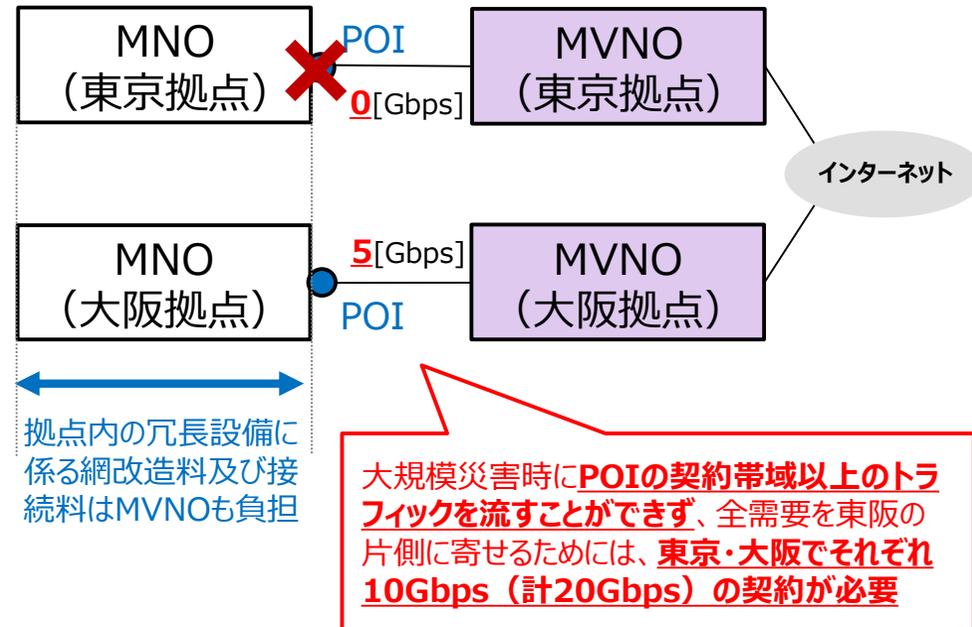
(2) 大規模災害発生時等におけるMVNOの冗長設備の利用可能性

- MVNOが冗長設備の費用を負担している中、MVNOがPOIを冗長化する際には、基本的に冗長系に係る接続料の支払いが必要になるものと認識していたところ、仮に接続料の支払いが不要になるといった場合は、MVNOに対して積極的に情報提供いただくことが必要と考えます。
- MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、重点的に検証いただくことを要望いたします。

通常時



大規模災害時



一般社団法人テレコムサービス協会



- (株) アーリンク
- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTドコモ
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- MXモバイル (株)
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジスタム
- GMOインターネットグループ (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- (株) センターモバイル
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- だれでもモバイル (株)
- TIS (株)
- (株) ちゅピCOM
- DXHUB (株)
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- ミーク (株)
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINEヤフー (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)